

「講習会修了証明書」受領者 各位

(一社) 兵庫県警備業協会事務局

TEL 078-252-0166

FAX 078-252-0413

## 合格証明書の交付申請要領等について

### 1 「合格証明書」の交付申請要領

「講習会修了証明書」を受領された方は、「合格証明書交付申請書」に必要書類を添付して公安委員会（警察）に「合格証明書」の交付申請をして下さい。（警察において審査のうえ欠格事由がなければ「合格証明書」が交付されます。）

### 2 申請先

(1) 申請者の住所地を管轄する警察署の生活安全課（係）

(2) 県外居住者で兵庫県内の営業所等に勤務する方は、営業所等の所在地を管轄する警察署の生活安全課(係) ※ この場合は「警備員所属証明書」が必要です。

※ 申請及び届出の受付時間にあつては、平日の午前9時から午後5時45分までです。ただし、業務の関係で担当者が不在の場合がありますので、提出先の警察署に事前連絡し確認してください。

### 3 申請期限 「講習会修了証明書」の交付日から1年以内（1年を経過すると無効になります）

### 4 申請に必要な書類等 必要部数は1部（写真のみ2葉）です。

①	合格証明書交付申請書（別記様式第7号（第14条関係））	◎	
②	履歴書（市販のものでよい）		
③	住民票の写し（本籍地が記載されているもの） （外国人にあつては、国籍が記載された住民票）		
④	講習会修了証明書		
⑤	本籍地の市町村長が発行する証明書（身分証明書） ※外国人の方は必要ありません。		※(1)
⑥	登記されていないことの証明書（証明申請書）	◎	※(2)
⑦	医師の診断書（検定用）	◎	
⑧	誓約書（9項目にかかる誓約書）	◎	
⑨	写真（2葉）		※(3)
⑩	収入証紙 10,000円分（合格証明書交付手数料）		※(4)

◎印は用紙を添付しています。※印は次の点にご注意ください。

#### (1) 本籍地の市町村長が発行する証明書（身分証明書）

証明内容（下記の3項目が明記されていること）

- ・禁治産者宣告を受けていないこと
- ・準禁治産者宣告を受けていないこと
- ・破産者で復権を得ない者でないこと

#### (2) 登記されていないことの証明書……………◎

(ア) 申請書の請求先

##### ① 全国の法務局・地方法務局の窓口（即日交付されます。）

兵庫県内では神戸地方法務局（神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎）

